

神奈川県内広域水道企業団の節電対策について

平成 23 年 10 月

神奈川県内広域水道企業団では、東日本大震災発生以降、節電対策として、本庁舎等の執務室における照明・空調対策を中心に取り組んできました。今夏についても、水道施設では、7月1日から9月9日まで実施された電力使用制限令に基づく使用電力量の上限を超過することなく水運用を実現し、また、執務室等（本庁舎）でも、7月～9月の使用電力量が前年度比約19パーセントの削減となり、今夏の目標（15パーセント削減）を達成しました。

今冬及び来夏の電力需給動向については、依然として厳しい状況が予想されることから、今夏に実施した節電対策については、一部について見直しを行いつつ、引き続き実施してまいります。

【水道施設の取り組み】

- 導水ポンプ・送水ポンプの運転の抑制
- 夜間電力を使用するとともに、浄水された水を貯える池（調整池）の容量などを最大限活用し、昼間の消費電力を抑制

【本庁舎をはじめとする執務室等の取り組み】

① 空調に係る節電

- 執務室等の設定温度を政府推奨温度とすることの徹底
- 使用していないエリアの空調の停止

② 照明に係る節電

- 各部屋の状況に応じて必要な基準（安全衛生法）の照度を確保しつつ、環境に応じた間引き消灯
- 使用していないエリアや時間の消灯の徹底
- 昼休時間の消灯の徹底

③ O A 機器等に係る節電

- プリンタ、コピー機使用台数の制限
- パソコンの電源設定時間の短縮及びディスプレイの照度調整等の設定変更
- 使用していない電気機器の電源プラグを抜く等による待機電力の削減

④ 共用部分に係る節電

- エレベータの使用抑制
- 廊下、階段等の照明の点灯本数を、安全上、管理上不適切とならない範囲内での削減

⑤ 軽装の容認

- 気候の寒暖に合わせた軽装の容認。

⑥ 定時退庁・一斉消灯の促進

- 毎週水曜日及び金曜日をノー残業デーとするとともに、毎月19日を育児の日として定時退庁を促進し、執務室の一斉消灯を進める。